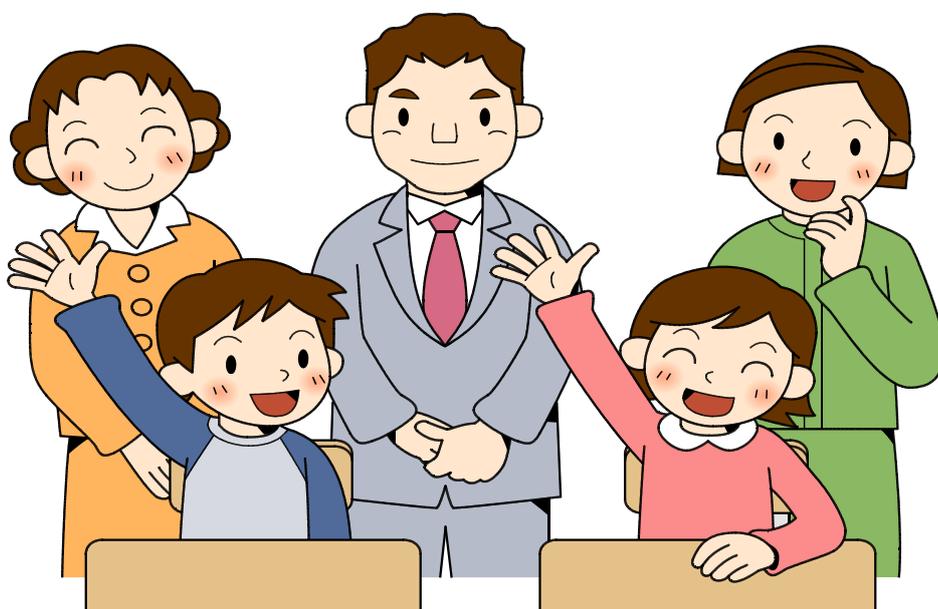


# J いじめ防止対策基本方針 (足利市立葉鹿小学校)



足利市立葉鹿小学校

# いじめへの対応（葉鹿小いじめ防止基本方針）

本校では、全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得る」ことをしっかりと認識し、児童の人間としての尊厳と人権を守りながら、いじめのない学校づくりに全職員が一体となり組織的に取り組む。特に、重大事態が発生した場合は、足利市教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、足利警察署や関係諸機関に通報し、援助を求めることとする。

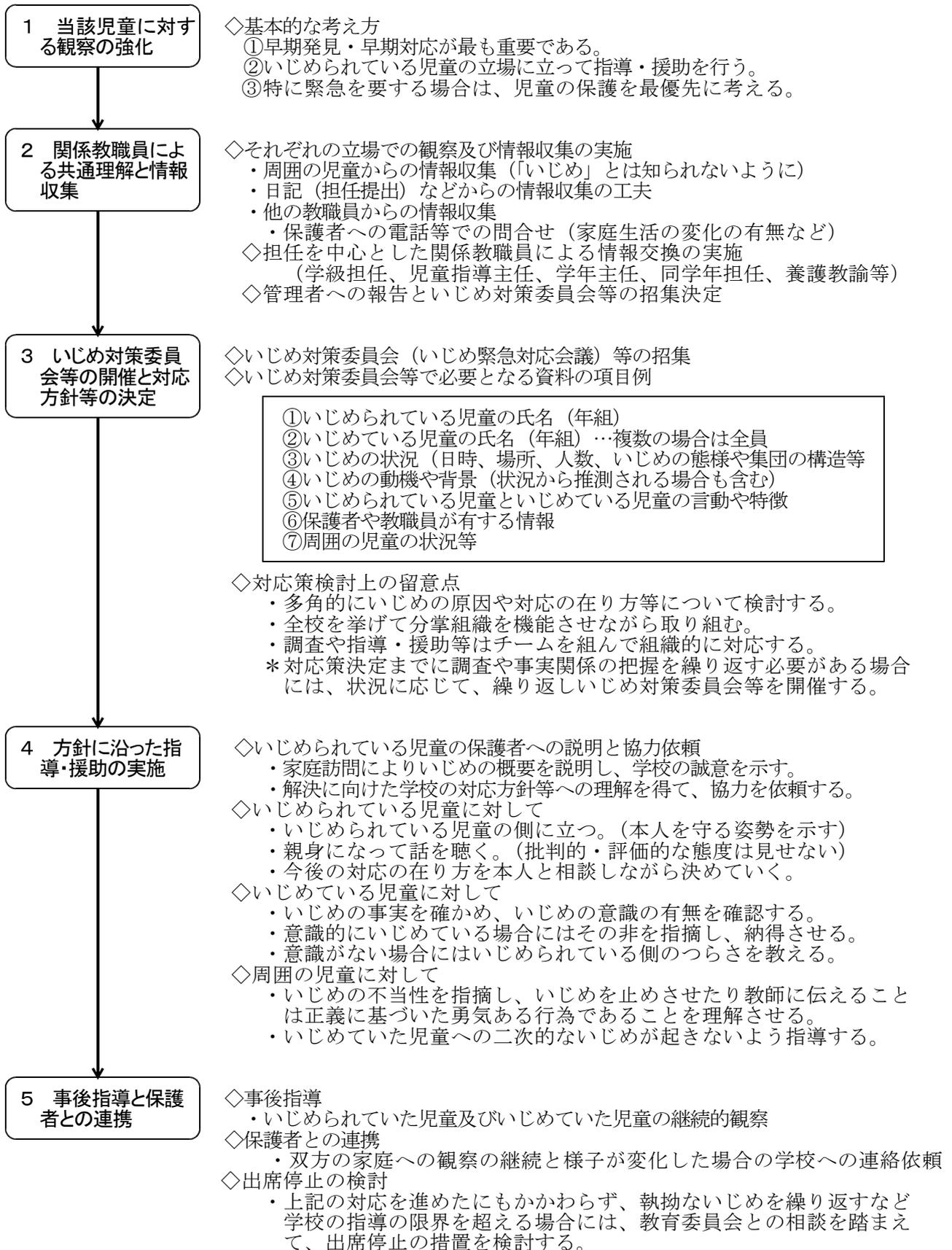
いじめとは  
「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

重大事態  
①児童が自殺を企図した場合等「生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合」  
②年間30日間（一定期間連続して欠席）を目安とし、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- 1 組織的な対応に向けて  
○ いじめの未然防止に積極的に取り組むこととする。いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。  
○ 疑いのある事象を把握し、早期の対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。
- 2 いじめの未然防止に向けて  
○ いじめの未然防止に積極的に取り組むこととする。いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。  
○ さな心や一人一人の児童生徒の個性や能力を伸ばすこととする。いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。  
○ やら児童の一人一人の個性や能力を伸ばすこととする。いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。  
○ ないよう、教職員の一人一人の個性や能力を伸ばすこととする。いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。
- 3 いじめの早期発見に向けて  
○ 常に児童の様子を観察し、児童の声に耳を傾け、些細な変化を見逃さないよう、情報交換と情報の共有を図る。いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。  
○ 共有のいじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的な対応を行う。いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。  
○ 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。  
○ 児童生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にする。いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。
- 4 いじめの早期解決に向けて  
○ いじめられている児童を徹底的に守り通し、いじめられている児童や保護者の立場に立って対応する。いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。  
○ 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組むこととする。いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。  
○ 継続的に指導・援助した児童生徒に対し、良好な関係づくりを促すこととする。いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。  
○ ない行為として、見逃さず根絶しようとする態度を育成する。いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。また、いじめの疑いがある場合は、速に調査し、適切な対応を行う。
- 5 いじめ対策委員会  
○ 委員構成  
校長、教頭、教務主任、児童指導主任、特別支援教育コーディネーター、  
人権教育主任、各学年児童指導部、養護教諭、（スクールカウンセラー）  
○ 取組の内容  
①いじめ問題の未然防止・早期発見に向けた定期的な開催  
・いじめの未然防止に向けての年間指導計画の立案と実施状況の把握と改善  
・いじめに関する意識調査とQ-U等集団を把握するための調査と分析  
・いじめ相談窓口の設置と民生児童委員会等との連携  
・要配慮児童等の情報の共有化と指導方針の決定  
②いじめ、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応  
・調査方針、分担等の決定  
◇関係のある児童生徒への事実関係の聴取 ◇緊急アンケートの実施  
◇保護者への連絡（複数の教員で、丁寧に対応する） ◇県教育委員会への報告  
◇関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等）など  
・指導方針の決定、指導体制の確立  
◇学年、学級への指導、支援 ◇被害者加害者等への指導、支援  
◇保護者との連携 ◇市教育委員会との連携  
◇関係機関、地域（主任児童委員、民生委員等）との連携
- 6 その他  
○ 基本的な流れや外部との連携については、学校事故等への対応（基本的な流れ）を基本とする。  
○ 具体的な取組の流れについては、いじめへの対応フローチャートによる。



- 具体例 ① ある児童が休み時間等に孤立しているように見えたので、どうしたのか尋ねたところ、「みんなから仲間はずれにされている」と訴えてきた。  
 ② 児童の保護者から「子どもがいじめられて困っている」と申し出があった。  
 ③ 他の教師から「〇〇さんがいじめられているとの情報がある」と連絡があった。  
 ④ 自殺をほのめかす行動や行為、言動が見られた。



9 いじめ防止にかかわる年間指導計画

月	未然防止	早期発見	早期解決	年間を通した取組
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>「配慮を要する児童」の共通理解(現職教育)</li> <li>地区民児協で学校の取組を知らせ、必要時の協力を要請する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新学級での児童同士の関わりを観察</li> <li>要引き継ぎの児童の様子を観察</li> <li>民児協で児童の様子を知らせてもらい、早期発見につなげる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別面談後、必要に応じて家庭訪問や臨時児童指導委員会の開催、共通理解、指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童との信頼関係の構築(全職員)</li> <li>情報の共有(職員会議・朝の打合せ等)</li> <li>児童・保護者との個別の面談(随時)</li> <li>臨時児童指導委員会の開催(随時)</li> <li>家庭訪問の実施(随時)</li> <li>スクールカウンセラーとの面談(随時)</li> <li>交友関係の把握(担任)</li> <li>健康観察や学習中で児童の様子を観察する</li> <li>いじめ防止実践計画チェックリストの活用</li> <li>人権教育チェックポイント活用</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>全校行事(運動会)の事前指導</li> <li>地区民児協で学校の取組を知らせ、必要時の協力を要請する</li> <li>スクールカウンセラー、及び、いじめストップアドバイザーとの面談(希望者)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学年練習や全体練習での児童同士の関わりを観察</li> <li>スクールカウンセラーやいじめストップアドバイザーとの相談結果を共有し、早期発見につなげる</li> <li>民児協で児童の様子を知らせてもらい、早期発見につなげる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別面談後、必要に応じて家庭訪問や臨時児童指導委員会の開催、共通理解、指導</li> </ul>	
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭訪問による校外での様子の把握</li> <li>地区民児協で学校の取組を知らせ、必要時の協力を要請する</li> <li>スクールカウンセラー、及び、いじめストップアドバイザーとの面談(希望者)</li> <li>Q-Uテストの実施(1回目)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭訪問で得た情報の整理</li> <li>家庭訪問等の結果をスクールカウンセラーやいじめストップアドバイザーと話し合い、早期発見につなげる</li> <li>民児協で児童の様子を知らせてもらい、早期発見につなげる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭訪問後の児童への聞き取り、共通理解、指導(児童指導主任・学年主任・担任)</li> </ul>	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケートを実施し、児童の様子、悩みを集計</li> <li>地区民児協で学校の取組を知らせ、必要時の協力を要請する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別面談で児童の悩みの聞き取り、情報の整理</li> <li>民児協で児童の様子を知らせてもらい、早期発見につなげる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別面談後、必要に応じて家庭訪問や臨時児童指導委員会の開催、共通理解、指導</li> </ul>	
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談(希望者)で、保護者・児童の悩みの把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談(希望者)の内容・情報の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談(希望者)後、必要に応じて家庭訪問や臨時児童指導委員会の開催、共通理解、指導</li> </ul>	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>上半期問題行動調査を実施し、児童の様子、悩み、問題行動の集計</li> <li>地区民児協で学校の取組を知らせ、必要時の協力を要請する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上半期問題行動調査後、児童との面談、悩みの聞き取り、情報の整理</li> <li>民児協で児童の様子を知らせてもらい、早期発見につなげる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別面談後、必要に応じて家庭訪問や臨時児童指導委員会の開催、共通理解、指導</li> </ul>	
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケートを実施し、児童の様子、悩みを集計</li> <li>教育相談期間で児童の様子、交友関係の把握</li> <li>Q-Uテストの実施(2回目)</li> <li>いじめストップアドバイザーとの面談(希望者)</li> <li>地区民児協で学校の取組を知らせ、必要時の協力を要請する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別面談で児童の悩みの聞き取り、情報の整理(担任)</li> <li>教育相談期間で児童の様子、交友関係の把握</li> <li>行事の準備期間、当日の児童同士の関わりを観察</li> <li>いじめストップアドバイザーとの相談結果を共有し、早期発見につなげる</li> <li>民児協で児童の様子を知らせてもらい、早期発見につなげる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別面談後、必要に応じて家庭訪問や臨時児童指導委員会の開催、共通理解、指導</li> </ul>	
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーとの面談(希望者)</li> <li>地区民児協で学校の取組を知らせ、必要時の協力を要請する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民児協で児童の様子を知らせてもらい、早期発見につなげる</li> <li>スクールカウンセラーとの相談結果を共有し、早期発見につなげる</li> </ul>		
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業参観時の学年部会における、保護者への啓発</li> <li>スクールカウンセラーとの面談(希望者)</li> <li>地区民児協で学校の取組を知らせ、必要時の協力を要請する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Q-Uテストの結果から、学級で気になる児童への個別面談の実施</li> <li>スクールカウンセラーとの相談結果を共有し、早期発見につなげる</li> <li>民児協で児童の様子を知らせてもらい、早期発見につなげる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別面談後、必要に応じて家庭訪問や臨時児童指導委員会の開催、共通理解、指導</li> </ul>	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラー、及び、いじめストップアドバイザーとの面談(希望者)</li> <li>Q-Uテストの実施(3回目)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>面談の結果をスクールカウンセラーやいじめストップアドバイザーと話し合い、早期発見につなげる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別面談後、必要に応じて家庭訪問や臨時児童指導委員会の開催、共通理解、指導</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケートを実施し、児童の様子、悩みを集計</li> <li>地区民児協で学校の取組を知らせ、必要時の協力を要請する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別面談で児童の悩みの聞き取り、情報の整理(担任)</li> <li>民児協で児童の様子を知らせてもらい、早期発見につなげる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別面談後、必要に応じて家庭訪問や臨時児童指導委員会の開催、共通理解、指導</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>下半期問題行動調査を実施し、児童の様子、悩み、問題行動の集計</li> <li>地区民児協で学校の取組を知らせ、必要時の協力を要請する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下半期問題行動調査後、児童との面談、悩みの聞き取り、情報の整理</li> <li>民児協で児童の様子を知らせてもらい、早期発見につなげる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別面談後、必要に応じて家庭訪問や臨時児童指導委員会の開催、共通理解、指導</li> </ul>	

いじめの緊急対応

- ①加害児童(A)、被害児童(B)を引き離す。
- ②児童指導、教務主任、学習指導主任等がA児、B児の対応にあたる。
- ③事情を聴取し、担任・学年主任に連絡をする。
- ④校長、教頭の指示・指導を受け、関連機関や保護者へ連絡をする。
- ⑤保護者を交えて、B児への謝罪、今後の対応等を話し合う。
- ⑥当該学級・学年に対する指導を行う。
- ⑦全校児童へ対する指導を行う。

# 学校いじめ防止実践計画チェックリスト

## 1. 目標

- (1) 日常の児童指導や児童の交友関係, 家庭環境を理解し, いじめの未然防止に努める。  
 (2) 教育相談や定期家庭訪問, スクールカウンセラーとの面談の情報を整理し, 早期発見・早期解決に努める。

## 2. 努力点及び具体策

努力点	具体策	評価		
未然防止	・「生活のきまり」の確認と指導の徹底			
	・いじめ問題対策研修会の実施			
	・いじめ調査, 問題行動等調査の実施			
	・Q-Uテストの実施と学級集団の分析(第1回6月, 第2回10月 第3回1月 計3回実施)			
	・職員会議での児童に関する情報の交換			
	・インターネットや携帯電話使用に関するモラル指導			
	・終業式, 修業式で全児童に対する長期休業中の過ごし方の確認, 指導			
	・配慮を要する児童の共通理解			
	・定期家庭訪問での交友関係の把握			
	・全校行事時の児童への事前指導			
	・教育相談, ふれあい相談で児童との個別面談による, 悩みや問題行動等の把握			
早期発見	・学年や学期始めでの児童同士の関わりをよく観察し, 交友関係を把握する			
	・家庭訪問で得た情報を整理する			
	・いじめ調査, 問題行動等調査の情報の整理, 対応			
	・Q-Uテストで気になる児童への聞き取り, 面談等の対応			
	・児童に関する情報の整理			
	・日常的な教育相談の実施			
早期解決	・家庭訪問や面談を実施し, 全職員での情報の共有			
	・緊急の児童指導委員会を開催し情報の共有と指導方針の決定			
	・事実確認と, 学年内での情報の共有			
	・学年主任を中心とした, 学年の児童への指導			
	・スクールカウンセラー・いじめストップアドバイザー等と相談し, 加害児童・被害児童の心のケアをする			

# 「いじめ防止推進法にかかると学校の責務等」について

## 4 学校

(8条) 基本理念にのっとり、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(13条) いじめ防止基本方針または地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(15条) 教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 いじめを防止することの重軀性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(16条) いじめを早期に発見するため、定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 いじめに係る相談できる体制を整備するものとする。

(19条) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよ必要な啓発活動を行うものとする。

(22条) 複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するもの、その他の関係者により構成されるいじめの防止等のための組織を置くものとする。

(23条) 児童等からいじめに係る相談を受けた場合、いじめの事実があると思われるときは、学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、児童等の生命、身体、財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

(25条) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(28条) 以下のような重大事態に対処するため、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

(30条) 第28条に掲げる場合には、当該教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。